

平成25年3月1日以降も、以下の方については、
介護サービスの利用者負担が免除となります。

1. 利用者負担の免除を受けることができる対象者と期限

○東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う
避難指示区域等^(※1)の被災者^(※2)

→平成26年2月28日まで

(※1) 警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域及び特定避難勧奨地点として
設定されている4つの地域です。(解除・再編された地域を含みます。)

(※2) 震災発生後、他市町村へ転出された方を含みます。
(お住まいの市町村の実施については市町村の窓口にお問い合わせ下さい。)

(注) 東京電力福島第一原子力発電所事故による避難指示区域等の被災者以外の方
○ 市町村により、引き続き、介護サービスの利用者負担が減免されることがあります。
○ 詳細については、お住まいの市町村へお問い合わせ下さい。

2. 被保険者証に記載された住所が福島県の以下 の町村の方は、引き続き**平成26年2月28 日まで免除証明書の提示は不要**です。

町村名

広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、
葛尾村、飯舘村

(注) 上記の町村以外の住所の方で、利用者負担の免除を受けるためには、
有効期限が切れていない免除証明書が必要です。

免除証明書に関してご不明な点があれば、お住
まいの市町村の窓口にお問い合わせください。